

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月25日
【会社名】	カドカワ株式会社
【英訳名】	KADOKAWA DWANGO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川上 量生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目13番3号
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 真樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03(3549)6370(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 真樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、平成29年7月3日を効力発生日（予定）として、当社のゲーム情報ポータル事業を会社分割によって新たに設立する会社（以下、「新会社」といいます。）に承継させること（以下、「本会社分割」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）新設分割の目的

当社は、平成26年10月に株式会社KADOKAWA（以下、「KADOKAWA」）と、株式会社ダウンゴ（以下、「ダウンゴ」）による共同株式移転により、両社の完全親会社となる純粋持株会社として設立されました。設立以来、両社の事業や戦略の相互理解を深める体制を構築し、シナジー事業の検討を進めるとともに、大型投資案件では事業子会社との共同プロジェクトとして投資計画を検討するなど、傘下の子会社の経営指導や管理等を行ってまいりました。

また、平成27年4月には、KADOKAWAとダウンゴが持つゲーム情報に関する事業のリソースとノウハウを当社に集約し、「ゲーム情報ポータル事業」を行う事業持株会社として運営してまいりました。

当社設立後からこれまでの間、当社グループの事業領域におけるマーケット環境は急激に変化しており、Webサービス領域では、エンタテインメント業界を中心に様々なサービスが登場しております。また、出版領域や映像・ゲーム領域等においては、急激に進むネット化やメディアの多様化など大きな変化を続けております。

このような経営環境のもと、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディーな対応を行うとともに、新中期ビジョンに掲げた「ネット時代のメディアミックスの進化」を着実に推進すべく、グループのリソースとノウハウを活かしたシナジー事業や新規事業の積極化、事業子会社における迅速な事業執行、持株会社におけるグループの迅速な経営判断の実現を目的として、純粋持株会社制へ移行することといたしました。

純粋持株会社体制への移行に伴い会社分割となるゲーム情報ポータル事業は、KADOKAWAが持つ「週刊ファミ通」や「ファミ通.com」などのゲームメディアと、ダウンゴが持つ「niconico」のゲーム実況におけるゲームユーザーの一大コミュニティなどを活用した新規事業を立ち上げる目的でスタートいたしました。

当社にグループ内のリソースとノウハウを集めて、企画・開発・サービス面での強化を進めてきた結果、eスポーツジャンルにおいては、ダウンゴ主催の大型イベント「闘会議」での各種eスポーツ大会を主催し、また、本年3月には「Shadowverse Rise of Bahamut～ファミ通CUP2017～」に特別協賛するなど、今後の盛り上がり期待される国内のeスポーツジャンルへのいち早い取り組みが多くゲームファンの注目を集めております。

新たな取り組みとして行なった、編集部制作による生放送配信では、人気のゲーム実況者、eスポーツプレイヤーなどを起用したゲーム情報に特化したチャンネルサービスを順次立ち上げ、それらのチャンネル会員数も順調な伸びを見せるなど、着実に成果が出ております。

今後はさらにスピード感を持ってゲームファンに向けた新規サービスを推進していくため、本会社分割により、当社グループのシナジー事業として迅速な事業執行が可能となる体制を構築いたします。

（2）新設分割の方法

当社を分割会社とし、新会社を新設会社とする新設分割（簡易新設分割）といたします。

（3）新設分割に係る割当ての内容

新会社は普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

（4）その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

取締役会での決議日（会社分割決議）	平成29年5月25日
取締役会での決議日（分割計画書決議）	平成29年6月12日（予定）
分割予定日（効力発生日）	平成29年7月3日（予定）

（注）本会社分割は、会社法第805条に基づく簡易分割であるため、株主総会の承認を得ずに行うものであります。

承継する権利義務

新設会社は、本会社分割に際し、当事業を遂行する上で必要と判断される当該事業に係る資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継します。

（5）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 本会社分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 未定

本店の所在地 : 東京都中央区築地一丁目13番1号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 濱村 弘一

資本金の額 : 100百万円

純資産の額 : 281百万円(予定)

総資産の額 : 754百万円(予定)

事業の内容 : 出版事業、映像事業、イベント事業、デジタルコンテンツ事業、ネットワーク・エンタテインメント・サービス及びコンテンツの企画・開発・運営等

以上